

奈良県への就業等で移住支援金

最大 **100** 万円を支給します (先着順)

移住支援金とは

県内企業等の人材不足の解消及び県内への移住・定住の促進を図るため、東京圏から奈良県に移住し、就業等の要件を満たした方に移住支援金を支給する制度です。

金額

- ・ 2人以上の世帯：100万円
- ・ 単身：60万円
- ・ 子育て加算：18歳未満のお子さまを帯同して移住した場合、お子さま1人あたり最大100万円を加算
(就業要件該当の方のみ)

対象者の主な要件

- ①移住元要件
東京23区在住又は通勤者
(直近1年以上 及び 直近10年のうち、通算5年以上)
- ②移住先要件
奈良県内の移住支援金実施市町村へ転入した方
- ③就業等要件
以下のいずれかの要件を満たす方
 - ・ 奈良県マッチングサイトに移住支援金の対象として掲載する求人にて新規就業した方
 - ・ 内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業等を利用して奈良県内で就業された方
 - ・ 移住先において、移住元での業務を引き続きテレワークにより実施する方
 - ・ 地域と深い関わりがあると市町村が認めた方
 - ・ 奈良県が実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けた方



申請

- ・ 申請先は移住先の市町村です。
- ・ 支給対象となる移住の開始日、申請書類の様式などは、市町村により異なります。
- ・ 支援金は予算総額が決まっているため、先着順となりますので、あらかじめご了承ください。
- ・ まずは、移住(検討)先の市町村にお問い合わせください。

お問い合わせ先

奈良県 産業部 人材・雇用政策課

TEL 0742-27-8812

詳しい要件等は
裏面をご覧ください

支給対象者の主な要件

移住支援金の事業開始時期及び要件の適用時期等制度の内容は市町村により異なる場合がありますので、各市町村へお問い合わせください。

①移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住又は東京圏（※1）に在住し、東京23区内への通勤（※2）をしていたこと。
- 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区に在住又は東京圏に在住し、東京23区への通勤をしていたこと。（※3）

ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間もa及びbにおける移住元としての対象期間とすることができる。

（※1）東京圏とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県のうち条件不利地域を除く地域

【条件不利地域】・東京都：檜原村、奥多摩町、大島村、利島村、新島村、神対馬村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

・埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、越生町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、神川町

・千葉県：銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、栄町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町

・神奈川県：三浦市、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町、清川村

（※2）雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る

（※3）東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3ヶ月前までを当該1年の起算点とすることができる

②移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- 県内の移住支援事業実施市町村に転入したこと。
- 移住支援金の申請時において、転入後1年以内であること。
- 転入先の市町村に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

③就職等に関する要件

次に掲げるいずれかの要件に該当すること。

a 就職に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- 勤務地が奈良県内に所在すること。
- （イ）奈良県マッチングサイト「ジョブならnet」（※4）において、移住支援金の対象として掲載している求人による就業であること。
- （ウ）週20時間以上の無期雇用契約に基づいて対象法人に就業していること。
- （エ）上記（イ）の求人への応募日が、マッチングサイトに当該求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- （オ）当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- （カ）転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

c テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- （ア）所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- （イ）内閣府地方創生推進室が実施するデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

d 関係人口に関する要件

移住先の各市町村が定めた移住支援事業における関係人口の対象範囲を満たしていること。
詳細は移住先市町村にご確認ください。

e 起業に関する要件

奈良県が実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けた方であること。

b 専門人材に関する要件

内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業し、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- （ア）勤務地が奈良県内に所在すること。
- （イ）週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- （ウ）当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- （エ）転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- （オ）目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

（※4）奈良県マッチングサイト「ジョブならnet」
URL : <https://www.job-nara.pref.nara.jp/>



返還制度

次に掲げる事項等に該当する方は、返還の対象となる場合がありますのでご注意ください。

- 虚偽の申請等をした場合
- 移住支援金の申請日から5年以内に移住支援金を受給した市町村から転出した場合
- 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合 等

制度の詳細については

より詳しい要件、市町村担当窓口等については、奈良県のホームページでご確認ください。

URL : <http://www.pref.nara.jp/53355.htm>

